

静岡市の機関に対してなされる公益通報の処理に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号。以下「法」という。）第2条第4項に規定する行政機関として本市の機関が労働者からの公益通報を迅速かつ適切に処理するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 労働者 法第2条第1項に規定する労働者をいう。
- (2) 公益通報 法第2条第1項に規定する公益通報をいう。
- (3) 通報対象事実 法第2条第3項に規定する通報対象事実をいう。
- (4) 所管課 通報対象事実について処分又は勧告等をする権限に係る事務を所管する課かいをいう。

(所管課の役割等)

第3条 所管課は、公益通報を受け付け、処理するほか、公益通報に関連する相談があった場合は、助言その他の必要な対応を行うものとする。

- 2 所管課の職員は、公益通報に関する秘密を漏らしてはならない。また、自らが関係する公益通報の事案の処理に関与してはならない。

(通報の受け付け)

第4条 所管課は、労働者からの通報が公益通報に該当するかどうかを判断し、公益通報として受け付ける場合はその旨及びその処理に要すると見込まれる期間を、公益通報として受け付けない場合はその旨及び理由を当該通報した労働者（以下「通報者」という。）に対して通知するものとする。

(教示)

第5条 公益通報が所管課でない課かいに対してなされたときは、当該課かいは、通報者に対して遅滞なく所管課又は当該通報対象事実について処分等の権限を有する行政機関に関する教示を行うものとする。

(調査)

第6条 所管課は、公益通報を受け付けた場合は、必要な調査を行うものとする。

- 2 前項の調査は、通報者の秘密を守るため、通報者が特定されないよう十分に配慮しつつ、遅滞なく、必要かつ相当と認められる方法で行うものとする。
- 3 所管課は、調査の進捗状況について、必要に応じて通報者に対して通知するものとする。

この場合において、当該通知をするに当たっては、適切な法執行の確保、利害関係人の営業秘密、信用、名誉及びプライバシー等に配慮するものとする。

(調査後の措置)

第7条 所管課は、調査の結果、通報対象事実があると認める場合は、速やかに、法令に基づく措置その他適当な措置をとる。

2 所管課は、調査の結果（前項の措置をとった場合は、調査の結果及びその措置等の内容）を、通報者に対して遅滞なく通知するものとする。この場合において、当該通知をするに当たっては、適切な法執行の確保、利害関係人の営業秘密、信用、名誉及びプライバシー等に配慮するものとする。

附 則

この要綱は、平成20年2月1日から施行する。